

# 利用契約書 重要事項説明書

社会福祉法人山梨檜の会

児童発達支援センターかしのみ学園  
保育所等訪問支援  
(山梨県指定 第 1950102010 号)

多機能型重症児支援ルームかしのみ  
児童発達支援・放課後等デイサービス  
(山梨県指定 第 1950102242 号)

当事業所は山梨県の指定を受けています。

# 利用契約書

様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人山梨檜の会 □児童発達支援センターかしのみ学園 □多機能型重症児支援ルームかしのみ（以下「事業者」という。）は、児童福祉法に基づき、利用者に対し提供する「指定障害児通所支援（児童発達支援センターにあるものに限る）」「保育所等訪問支援」「指定障害児通所支援（重症心身障害児）」「放課後等デイサービス（重症心身障害児）」（以下、指定障害児通所支援という）について、次のとおり契約します。

## （契約の目的）

第1条 この契約は、児童福祉法令の理念にのっとり、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

## （契約期間）

第2条 この契約の期間は、受給者証の支給決定期間と同じとし、更新の際は利用者と事業者双方から申し出がない場合は、就学時まで（放課後等デイサービスは6歳～18歳の就学児童・生徒を対象）自動更新いたします。

2 契約が保育所等訪問支援であり、就学時に達して継続利用を希望する場合は、就学児童用の利用契約を取り交わすこととします。

## （個別支援計画）

第3条 事業者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し、個別支援計画を作成します。

2 事業者は、個別支援計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ることとします。

3 事業者は、個別支援計画作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも6ヶ月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者又はその保護者に説明をし、文書により同意を得ることとします。

## （事業の主たる対象とする障害の種類とサービス内容）

第4条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に記載している主たる対象とする障害種別の利用者に対して、同じく別紙「重要事項説明書」に記載しているサービス内容を提供します。

## （利用料金）

第5条 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する指定通所支援の給付費に対して、利用者負担額（厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から給付費の額を控除した額。「受給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者の1月の負担の上限額となります。）を事業者に支払います。なお、給付費の額については、事業者が市町村から代理受領いたしますので、利用者が直接支払う必要はありません。

2 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する給付費対象外サービス（実費）に対して、所定の料金を事業者に支払います。

3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ることとします。

### **(利用料の支払い方法)**

第6条 利用者は、前条第1項及び第2項に定める額の合計額（以下「利用料金」という。）を月ごとに事業者に支払います。

- 2 事業者は、利用料金に係る請求書を、別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに利用者に発行します。
- 3 利用者は、請求があった利用料金について、別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに事業者に支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収証を交付します。

### **(説明義務)**

第7条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明を行います。

### **(安全配慮義務並びに事故発生時の対応)**

第8条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体の安全確保に配慮します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

### **(緊急時の援助)**

第9条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに嘱託医又は利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

- 2 前項のほか、事業者は、利用者の心身の状態が変化した場合は、保護者及びその保護者が指定する者に対し緊急に連絡します。

### **(虐待の防止のための措置に関する事項)**

第10条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

### **(秘密の保持)**

第11条 事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。

- 2 事業者は、保育所・幼稚園・学校並びに他の指定通所支援事業者・指定障害サービス事業者等の関係機関に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその保護者の同意を得ることとします。

### **(苦情解決)**

第12条 利用者及びその保護者は、事業者が提供するサービスに関して、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載する苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について、利用者又は家族に文書で報告します。
- 3 事業者は、利用者及びその家族が苦情を申し立てたことを理由として、利用者に対し、不利益となるような対応はしません。

### **(契約の終了)**

第13条 利用者は、30日以上予告期間をおいて文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。

2 前項にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、利用者はただちにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業者が第11条に定める（秘密の保持）に違反した場合
- (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
- (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

3 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

4 前項にかかわらず、利用者が次の各号に該当する場合には、事業者はただちにこの契約を解除することができます。

- (1) 利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (3) 利用者及びその保護者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。
- (5) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。
- (6) 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合
- (7) 利用者が死亡した場合。

#### **(損害賠償)**

第14条 事業者は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市区町村及び利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとします。

3 事業者は、自己の責任に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者及びその保護者等が、契約締結時に利用者のその心身の状況及び病歴や行動障害等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (2) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。

#### **(協議事項)**

第15条 この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法並びに関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。



## 重要事項説明書

この重要事項説明書は、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

### 1. 事業所経営法人の概要

|           |                |
|-----------|----------------|
| 名 称       | 社会福祉法人 山梨檜の会   |
| 法 人 種 別   | 社会福祉法人         |
| 法 人 所 在 地 | 山梨県甲府市塚原町359番地 |
| 電 話 番 号   | 055-252-1600   |
| 代 表 者 氏 名 | 理事長 臼井 行夫      |
| 設 立 年 月 日 | 平成10年9月7日      |

### 2. 事業所の概要

|           |                                                                                                                |              |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 名 称       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センター かしのみ学園</li> <li>・多機能型重症児支援ルーム かしのみ</li> </ul>               |              |
| 事業所所在地    | 山梨県甲府市下飯田二丁目5-12                                                                                               |              |
| 施 設 種 別   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援（センター） 保育所等訪問支援</li> <li>・児童発達支援 放課後等デイサービス（重症心身障害児）</li> </ul>  |              |
| 指 定 年 月 日 | 令和5年4月1日 児童発達支援（センター）・保育所等訪問支援<br>令和6年4月1日 児童発達支援（重症心身障害児）<br>令和6年8月1日 児童発達支援（重症心身障害児）へ放課後等デイサービス（重症心身障害児）機能追加 |              |
| 利 用 定 員   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援（センター） 30名</li> <li>・児童発達支援 放課後等デイサービス（重症心身障害児） 5名</li> </ul>    |              |
| 管 理 者 氏 名 | 土屋 洋一                                                                                                          |              |
| 建 物       | 構 造：木造1階建て<br>敷地面積：1.719.97㎡<br>延床面積：589.00㎡                                                                   |              |
| 電 話 番 号   | 055-237-5100                                                                                                   |              |
| F A X     | 055-237-5101                                                                                                   |              |
| 事 業 所 番 号 | 児童発達支援（センター）                                                                                                   | 山梨県指定        |
|           | 保育所等訪問支援                                                                                                       | 第1950102010号 |
|           | 児童発達支援・放課後等デイサービス（重症心身障害児）                                                                                     | 第1950102242号 |
| 目 的       | 利用者に対し、自立の促進、生活の質の向上、集団活動や社会適応の訓練、基礎的な育成指導等を行い、利用者及び保護者の意思及び人格を尊重し利用者及び保護者の立場に立った適切な運営を確保することを目的とします。          |              |

|         |                                                                                                                                                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運 営 方 針 | 指定障害児通所支援事業を通じて生活能力の向上に必要な訓練を行い、社会との交流を促進するために、当該利用者の身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、適切かつ効率的な指導及び訓練を実施します。また、保育所等への訪問支援を行うことにより、保育所等の安定した利用を促進します。 |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3. 事業所の設備等の概要

| 名称      | 室数                          | 備考                   |
|---------|-----------------------------|----------------------|
| 指導訓練室   | 4 室                         | 30.00 m <sup>2</sup> |
| 遊戯室     | 1 室                         | 85.80 m <sup>2</sup> |
| 相談室     | 1 室                         | 11.83 m <sup>2</sup> |
| 医務室     | 1 室                         | 11.83 m <sup>2</sup> |
| 指導訓練室   | 1 室                         | 27.36 m <sup>2</sup> |
| 調理室     | 1 室                         | 36.72 m <sup>2</sup> |
| 事務室兼会議室 | 1 室                         | 53.04 m <sup>2</sup> |
| その他     | 職員休憩室、トイレ、洗面所、シャワールーム、室外遊技場 |                      |

### 4. 職員・勤務状況

#### (1) 職員の配置状況

当事業所では、児童福祉法の定める指定基準を遵守し指定障害児通所支援を提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

#### 【児童発達支援（センター）・保育所等訪問支援】

| 職種          | 常勤 |    | 非常勤 |    | 備考         |
|-------------|----|----|-----|----|------------|
|             | 専従 | 兼務 | 専従  | 兼務 |            |
| 管理者         |    | 1  |     |    |            |
| 機能訓練担当職員    |    |    |     | 1  | 理学療法士      |
| 看護師         |    |    |     |    |            |
| 保育士         | 6  |    | 3   |    |            |
| 児童指導員       | 2  | 1  |     |    |            |
| 管理栄養士       | 1  |    |     |    | サンワフーズ株式会社 |
| 栄養士         |    | 1  | 1   |    | サンワフーズ株式会社 |
| 児童発達支援管理責任者 |    | 1  |     |    |            |
| 保育所等訪問支援員   | 1  |    |     |    |            |
| 事務員         |    | 1  |     |    |            |
| 運転手・営繕      | 1  |    | 1   |    |            |

#### 【多機能型重症児支援ルーム かしのみ（児童発達支援・放課後等デイサービス）】

| 職種 | 常勤 |    | 非常勤 |    | 備考 |
|----|----|----|-----|----|----|
|    | 専従 | 兼務 | 専従  | 兼務 |    |

|             |   |   |   |   |       |
|-------------|---|---|---|---|-------|
| 管理者         |   | 1 |   |   |       |
| 看護師         | 1 | 1 | 1 |   |       |
| 機能訓練担当職員    |   |   |   | 1 | 理学療法士 |
| 保育士         |   |   |   |   |       |
| 児童指導員       | 1 |   |   |   |       |
| 児童発達支援管理責任者 |   | 2 |   |   |       |
| 事務員         |   | 1 |   |   |       |

## (2) 各職種の勤務体制

| 職種             | 勤務時間帯                            |
|----------------|----------------------------------|
| 管理者            | 8:00～17:00 9:00～18:00            |
| 看護師            | 8:00～17:00 8:30～17:30 9:00～18:00 |
| 機能訓練指導員(理学療法士) | 10:00～16:00                      |
| 保育士・児童指導員      | 8:00～17:00 8:30～17:30 9:00～18:00 |
| 児童発達支援管理責任者    | 8:00～17:00 8:30～17:30 9:00～18:00 |
| 訪問支援員          | 8:00～17:00 9:00～18:00            |

## (3) 営業日及び営業時間並びにサービス提供時間

|          |                                                                                                                                                                                                     |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 営業日      | 月曜日から土曜日の月 23 日間 ※保育所等訪問は月曜日から金曜日。<br>(ただし、12 月 31 日から 1 月 3 日を除く)<br>※事業所の都合により休業する場合あり。                                                                                                           |
| 営業時間     | センター8:00～17:00 / 保訪8:30～17:30 / 多機能型8:00～18:00<br>※行事等により、営業時間を変更する場合あり。                                                                                                                            |
| サービス提供時間 | 児童発達支援(センター) 8:30～16:30<br>保育所等訪問支援 9:00～17:30<br>児童発達支援(重症心身障害児) 9:00～17:00<br>放課後等デイサービス(重症心身障害児)<br>平日授業終了後 13:00～17:00<br>学校休業時 9:30～15:30<br>祝日・土曜日については15:00迄となります。<br>職員会議日については16:00迄となります。 |

## 5. 事業所が提供するサービス内容

### (1) 給付費対象サービス

| サービスの種類 | サービスの内容                                                |
|---------|--------------------------------------------------------|
| 計画      | 個別支援計画を作成し、保護者に同意をいただいた計画に基づき行われます。なお必要に応じて随時計画を見直します。 |
| 相談及び援助  | 利用者及び保護者が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。      |

|       |                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------|
| 指導・訓練 | 日常生活動作、歩行、食事等の指導、集団遊びや創作活動等を通じ、自立性を高める訓練を行います。        |
| 健康管理  | 健康チェック、健康相談、かかりつけ医や協力医療機関との連絡調整を行い、健康保持のため適切な支援を行います。 |

## (2) 給付費対象外サービス

| サービスの種類           | サービスの内容                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 給食費<br>おやつ 50 円/回 | 毎月献立表を作成し提供します。給食費は、非課税世帯 1 食 70 円、市町村民税所得 28 万円未満の世帯 1 食 230 円、市町村民税所得 28 万円以上の世帯 1 食 500 円いただきます。<br>多機能型重症児支援ルームかしのみ(児童発達支援)では給食費を 1 食 500 円いただきます。<br>※多機能型重症児支援ルームかしのみ(放課後等デイサービス)では食事関連の提供はございません。 |
| 創作活動等に係る<br>材料費   | 創作活動を行う上で係る材料費等の費用で、保護者に負担して頂くことが適当であるものに係る費用。                                                                                                                                                           |
| 日常生活上必要となる<br>諸経費 | 日常生活において、通常必要となるものに係る費用であって保護者に負担して頂くことが適当であるものに係る費用。                                                                                                                                                    |

## 6. サービス利用料金

### (1) 障害児通所給付費対象サービス内容の料金

障害児通所給付費によるサービスを提供した際は、厚生労働大臣が定める基準により 算出した額のうち、9 割が通所給付費の給付対象となります。事業者が通所給付費の給付を市町村から直接受け取る場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます。

通所利用者負担額の軽減等が適用される場合はこの限りではありません。

### (2) 障害児通所給付費対象外サービス内容の料金

上記、「5 (2) 給付費対象外サービス」の項目をご参照ください。

### (3) サービス利用のキャンセル料金

利用者がサービス利用のキャンセルをする場合は、利用予定日の 2 日前までに当事業所までご連絡ください。キャンセル、利用日の変更があった場合料金のお支払いをいただく場合があります。

### (4) 利用料金のお支払方法

上記 (1) から (3) までの料金は 1 か月ごとに計算し、利用月の翌月 10 営業日以内までに請求書を発行いたしますので、25 日に口座振替でお支払ください。

## 7. 利用者の記録及び情報管理等

事業者は、利用者の記録及び情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については当該通所支援を提供した日から 5 年間保存します。利用者の個人情報については、個人情報使用同意書に基づき対応します。

## 8. 健康管理

事業者は、学校保健安全法に準じて、未就学児（児童発達支援）については1年に2回の定期健康診断を行うものとします。児童発達支援センターかしのみ学園については1年に2回の尿検査を行うものとします。

## 9. 虐待の防止

事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとします。

（1）虐待の防止に関する責任者の選定

（2）苦情解決体制の整備

（3）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

## 10. 第三者評価

第三者評価については現在、実施しておりません。

## 11. 緊急時及び事故発生時等の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変等が生じた場合には、すみやかにご家族や医療機関への連絡等を行います。また、事故が発生した場合は、都道府県、市区町村及びご家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況・処置等の内容を記録するものとします。

児童発達支援または指定放課後等デイサービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

|                   |                                         |
|-------------------|-----------------------------------------|
| 利用者のかかりつけ<br>医療機関 | 医療機関名：<br>診療科：<br>主治医：<br>所在地：<br>電話番号： |
| 利用者のかかりつけ<br>医療機関 | 医療機関名：<br>診療科：<br>主治医：<br>所在地：<br>電話番号： |
| 緊急連絡先①            | 住所：<br>電話番号：<br>氏名：                     |
| 緊急連絡先②            | 住所：<br>電話番号：<br>氏名：                     |

## 1 2. 要望、苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

|                          |                                                                                                                                                    |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当事業所<br>ご利用相談窓口          | 窓口担当者：田村 智美<br>(児童発達支援センターかしのみ学園)<br>(多機能型重症児支援ルームかしのみ)<br>温井 恵梨<br>(多機能型重症児支援ルームかしのみ)<br>解決責任者：土屋 洋一<br>受付時間：8：30～17：30（営業日）<br>電話番号：055-237-5100 |
| 第三者委員会                   | 青木 志保（社会福祉法人山梨檜の会 評議員）<br>電話番号 055-268-3155<br>高橋 正憲（社会福祉法人山梨檜の会 評議員）<br>電話番号 055-287-6225                                                         |
| 山梨県社会福祉協議会<br>（運営適正化委員会） | 所在地 甲府市北新1-2-12<br>電話番号 055-254-8610<br>受付時間 9：00～17：00                                                                                            |
| 甲府市役所障がい福祉課<br>相談支援係     | 所在地 甲府市丸の内1丁目18番1号<br>電話番号 055-237-5240<br>受付日・時間 月～金 8：30～17：15                                                                                   |

## 1 3. 協力医療機関

|         |                |
|---------|----------------|
| 医療機関の名称 | 医療法人 大沢医院      |
| 医院長名    | 大澤 秀樹          |
| 所在地     | 山梨県甲斐市長塚115-11 |
| 電話番号    | 055-277-1020   |

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 医療機関の名称 | 医療法人慶明会 湯村歯科医院  |
| 医院長名    | 寺野 肇            |
| 所在地     | 山梨県甲府市大和町1-48-1 |
| 電話番号    | 055-251-3139    |

## 1 4. 非常災害時の対策

消防法及び消防法施行規則に基づき、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上の避難訓練及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 消防計画 | 届出年月日：令和2年8月1日                        |
| 避難訓練 | 年12回実施（火災、地震、噴火、風水害、その他非常災害時）         |
| 防災設備 | 自動火災報知機、火災通報装置、避難誘導灯<br>消火器、非常時持出し備蓄品 |

# 15. 賠償責任保険の加入状況

|       |                  |
|-------|------------------|
| 保険の種類 | 介護保険・社会福祉事業者総合保険 |
| 保険会社名 | あいおいニッセイ同和損保     |
| 補償の項目 | 対人・対物事故 管理財物の損壊  |

- ☐ 児童発達支援センターかしのみ学園（児童発達支援センター）  
☐ 児童発達支援センターかしのみ学園（保育所等訪問支援）  
☐ 多機能型重症児支援ルームかしのみ（重症心身障害児）（児童発達支援）  
☐ 多機能型重症児支援ルームかしのみ（重症心身障害児）（放課後等デイサービス）

上記の選択した項目の指定障害児通所支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

住 所 山梨県甲府市下飯田二丁目5-12

社会福祉法人山梨檜の会

事業所名 児童発達支援センターかしのみ学園

理事長名 臼井 行夫 印

管理者名 土屋 洋一

説明者名 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害児通所支援の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者（児童）

住 所

氏 名

保護者（代理人）

住 所

氏 名 印

続 柄